

フィリピン向けいちご

本文第 1（目的及び定義）

第 1 対象生果実（本文第 1 の 2 関係）：フィリピン向けに輸出するいちご（*Fragaria × ananassa*）の生果実

第 2 適用範囲（本文第 1 の 3 関係）：本別紙においては、本文第 4 から第 6 まで、第 7 の 10、第 8 の 1 の（4）及び 2 の（2）、第 11 の 5 及び第 12 から第 14 までについては、適用しない。

第 3 検疫対象有害動植物（本文第 1 の 4 関係）

ア 高リスク有害動植物：*Drosophila pulchrella*（ニセオウトウショウジョウバエ）、*Drosophila subpulchrella*（ショウジョウバエ科の一種）、*Drosophila suzukii*（オウトウショウジョウバエ）

イ 中リスク有害動植物：*Adelphocoris lineolatus*（ウススジカスミカメ）、*Agonum chalconus*（アオグロヒラタゴミムシ）、*Amara chalcites*（マルガタゴミムシ）、*Anisodactylus punctatipennis*（ホシボシゴミムシ）、*Anisodactylus signatus*（ゴミムシ）、*Anthonomus bisignifer*（イチゴハナゾウムシ）、*Archips fuscocupreanus*（ミダレカクモンハマキ）、*Aulacorthum solani*（ジャガイモヒゲナガアブラムシ）、*Colpodes japonicus*（ハラアカモリヒラタゴミムシ）、*Diaspidiotus perniciosus*（ナシマルカイガラムシ）、*Eysarcoris aeneus*（トゲシラホシカメムシ）、*Frankliniella fusca*（ウスグロアザミウマ）、*Frankliniella occidentalis*（ミカンキイロアザミウマ）、*Halyomorpha halys*（クサギカメムシ）、*Harmonia axyridis*（ナミテントウ）、*Lamoria glaucalis*（アカフツヅリガ）、*Macrosiphum euphorbiae*（チューリップヒゲナガアブラムシ）、*Pantomorus cervinus*（フラワーバラゾウムシ）、*Popillia japonica*（マメコガネ）、*Synuchus arcuaticollis*（マルガタツヤヒラタゴミムシ）、*Deroceras laeve*（ノハラナメクジ）、*Limax flavus*（コウラナメクジ）、*Limax valentiana*（チャコウラナメクジ）、*Meghimatium bilineatum*（ナメクジ）、*Amphitetranychus viennensis*（オウトウハダニ）、*Eotetranychus asiaticus*（コウノアケハダニ）、*Eotetranychus geniculatus*（ミチノクアケハダニ）、*Colletotrichum acutatum*（イチゴ炭疽病）、*Colletotrichum aenigma*（イチゴ炭疽病）、*Colletotrichum boninense*（クワ炭疽病）、*Monilinia fructigena*、*Monilinia polystroma*、*Phytophthora fragariaefolia*（イチゴ疫病）、*Arabid mosaic virus*（アラビスモザイクウイルス）、*Tobacco necrosis virus D*（タバコえそ D ウイルス）、*Tomato black ring*

virus（トマト黒色輪点ウイルス）及び *Tomato ringspot virus*（トマト輪点ウイルス）

本文第 2（生産園地・生産施設の登録）

第 4 生産施設の登録要件（本文第 2 の 1 関係）

- ア ガラス温室、ビニールハウス等であること。
- イ 防除暦等を踏まえ、有害動植物の防除が行われること。

第 5 生産園地・生産施設登録申請書等の植物防疫官への提出（本文第 2 の 3 関係）

- ア 提出期日：毎年 7 月 31 日
- イ 添付書類：生産施設におけるトラップ設置図

第 6 登録生産園地・生産施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第 2 の 8 関係）

- ア 報告期日：毎年 8 月 31 日
- イ 添付書類：生産施設におけるトラップ設置図

第 7 登録生産園地・生産施設一覧表の輸入国への提出（本文第 2 の 9 関係）

- ア 提出期日：第 6 の提出後、遅延なく提出する。
- イ 添付書類：生産施設におけるトラップ設置図

本文第 3（選果こん包施設の登録）

第 8 選果こん包施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第 3 の 2 関係）

- ア 提出期日：毎年 7 月 31 日
- イ 添付書類：不要

第 9 選果こん包施設の本文以外の登録要件（本文第 3 の 3 の（5）関係）：有害動植物の寄生果の識別及び選別、選果従事者への技術指導を行う選果技術員を配置し、当該選果技術員が、植物防疫官が実施する有害動植物の識別に関する技術研修を修了した者として登録を受けること。

第 10 登録選果こん包施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第 3 の 5 関係）

- ア 提出期日：毎年 8 月 31 日
- イ 添付書類：不要

第 11 登録選果こん包施設一覧表の輸入国への提出（本文第 3 の 6 関係）

- ア 提出期日：第 10 の提出後、遅延なく提出する。
- イ 添付書類：不要

本文第 4（保管施設の登録）：適用しない。

本文第 5（低温処理施設の登録）：適用しない。

本文第 6（くん蒸処理施設の登録）：適用しない。

本文第 7（栽培地検査）

第23の 2 栽培地検査申請書の植物防疫官への提出（本文第 7 の 1 関係）

ア 提出期日：毎年 7 月 31 日

イ 添付書類：生産施設の所在地に係る地図

第 24 補助員又は登録検査機関の検査等（本文第 7 の 8 関係）

ア ニセオウトウショウジョウバエ、*Drosophila subpulchrella* 及びオウトウショウジョウバエ（以下「ショウジョウバエ類」という。）に対するトラップ調査

① 対象有害動植物：ショウジョウバエ類

② 実施時期及び頻度：輸出開始の 1 か月前からトラップを設置し、輸出期間終了まで、2 週間に 1 回調査

③ 方法：全ての登録生産施設において、以下に定める手順に従ってトラップを設置し、ショウジョウバエ類の捕獲の有無を確認する。

（ア）側面に直径 5 mm 程度の孔を 4～6 個開けたプラスチック容器（250～750ml 程度）を使用すること。

（イ）トラップ内に入れる液体には、日本酒及び蜂蜜を重量比 5：1 で混合したもの、リンゴ酢原液（JAS 規格に定める酸度 4.5% 以上のもの）その他のショウジョウバエ類の成虫を誘引する効果が確認されているもの（以下「誘引剤」という。）を使用し、液体の量は、容器容量の半分以上とすること。

（ウ）トラップは登録生産施設内に 2 個以上設置し、当該施設の面積が 0.5 ha を超える場合は、当該面積が 0.5 ha 増えるごとにトラップを追加で 1 個ずつ増設すること。

（エ）2 週間に 1 回、トラップ調査及び誘引剤の交換を行うこと。

イ ショウジョウバエ類に対する生果実調査

① 対象有害動植物：ショウジョウバエ類

② 実施時期及び頻度：輸出開始前から輸出期間終了まで、2 週間に 1 回調査

③ 方法：登録生産施設内の果実の外観を目視により確認し、ショウジョウバエ類の寄生が疑われるものがあつた場合は、当該果実を切開し、ショウジョウバエ類の発生の有無を確認する。

ウ 検査対象有害動植物に対する調査

① 対象有害動植物：検査対象有害動植物

② 実施時期及び頻度：輸出開始前から輸出期間終了まで、1 か月に 1 回調査

- ③ 方法：登録生産施設において、防除暦等に基づく病虫害防除の実施状況及び検疫対象有害動植物の発生の有無を確認し、その結果を検査成績表（別記様式②）に記録する。

エ 輸出の開始前 1 か月間の報告：輸出の開始前 1 か月間に実施したアの調査結果については、別記様式①に記録の上、補助員または登録検査機関が植物防疫官に提出するものとする。

第 25 植物防疫官又は登録検査機関の検査等（本文第 7 の 10 関係）：適用しない。

本文第 8（栽培地検査報告書の交付）：適用しない。

本文第 9（栽培地検査結果による登録の取消し）

第 28 栽培地検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 9 の 2 関係）

ア 有害動植物：ショウジョウバエ類

イ 措置内容：原因が究明され適切な改善措置が講じられるまでの間、当該登録生産施設の登録停止

本文第 11（選果こん包の実施）

第 29 選果こん包等の内容（本文第 11 の 1 の（9）関係）

ア 選果作業を行う場合は、作業に従事する者の中に少なくとも 1 人、第 9 の登録を受けた選果技術員を配置するものとする。

イ こん包に用いる容器又は箱は、原則として、密閉式の箱又は容器を使用するものとするが、非密閉式の箱又は容器を使用する場合は、次のいずれかの措置を行うものとする。

① こん包に用いる容器又は箱に、通気孔がある場合は、網（孔の直径が 1.6 mm 以下のものに限る。以下同じ。）で覆うこと。

② 各こん包又は束ねたこん包全体を網で覆うこと。

ウ 対象生果実の各こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい位置には、次の字句を表示するものとする。

① フィリピン向けの表示：For the Philippines

② 登録生産施設番号（Code of registered greenhouse）

③ 登録選果こん包施設番号（Code of registered packing facility）

エ 各こん包又は束ねたこん包は、「PLANT QUARANTINE JAPAN」又は「植物検疫 PLANT QUARANTINE」の字句が表示されたラベル、テープ又はシールで封印すること。

第 30 選果こん包時に確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 11 の 5 関係）：適用しない。

本文第 12（低温処理の実施）：適用しない。

本文第 13（くん蒸処理の実施）：適用しない。

本文第 14（消毒検査及び精密検査）：適用しない。

本文第 15（目視検査）

第 36 目視検査申請書の添付書類（本文第 15 の 1 関係）

- ア フィリピン政府が発行する輸入許可証の写し
- イ 選果こん包実施報告書の写し
- ウ 栽培地検査報告書又はその写し

第 37 目視検査の内容（本文第 15 の 9 の（４）関係）

- ア 検査荷口の単位：登録生産施設、登録選果こん包施設及び品種が同一である荷口を 1 つの検査荷口とする。ただし、検査荷口が細分化されることにより、検査が非効率となる場合であって、かつ、申請者から要望があったときは、異なる登録生産施設又は品種の荷口をまとめて 1 つの検査荷口とすることができる。
- イ 検査抽出数量：検査荷口ごとに箱数の 2 % 以上

第 38 目視検査の本文以外の適合基準（本文第 15 の 10 の（３）関係）：各こん包又は束ねたこん包の側面に、第 29 のウの表示及びエの封印がされていること。なお、目視検査のために封印を破ってこん包を開封した場合、当該検査終了後、再度第 29 のエの封印をおこなうこと。

第 39 目視検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 15 の 13 関係）

ア 有害動植物

- ① ショウジョウバエ類及び *Monilinia fructigena*
- ② ミカンキイロアザミウマ、クサギカメムシ、ナミテントウ及びマメコガネ

イ 措置内容

- ① アの①の有害動植物を確認した場合は、適切な改善措置が講じられるまでの間、当該登録生産施設の登録を取消し
- ② アの②の有害動植物を確認した場合は、当該登録生産施設に対し、当該有害動植物の適切な防除に関する指導を実施

本文第 16（植物検疫証明書の交付）

第 40 輸出検査申請書の添付書類（本文第 16 の 1 関係）

- ア フィリピン政府が発行する輸入許可証の写し
- イ 選果こん包実施報告書の写し
- ウ 栽培地検査報告書又はその写し
- エ 目視検査報告書の原本又はその写し（本文第 15 の 2 により、目視検査の申請を本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行った場合は、この限りでない。）

第 41 植物検疫証明書の追記（本文第 16 の 5 関係）：次に掲げる追記を行うものとする。

- ア Fresh strawberry fruits are exported in compliance with the conditions stated in the Bilateral Agreement between MAFF and BPI. These have been inspected by MAFF and are found to be free from quarantine pests of concern to the Philippines.
- イ 登録生産施設及び登録選果こん包施設の登録番号

本文第 17（輸入国の検査官の査察要請等）

第 42 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい内容（本文第 17 の 1 関係）

- ア 査察時期：毎年、輸出時期の前
- イ 査察対象：登録生産施設及び登録選果こん包施設

第 43 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の植物防疫官への提出期限（本文第 17 の 2 関係）：招へいの 50 日前まで

第 44 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の輸入国への提出期限（本文第 17 の 6 関係）：招へいの 30 日前まで

本文第 20（その他）

第 45 その他（本文第 20 の 2 関係）

- ア フィリピンにおける輸入検査の結果、ショウジョウバエ類、クサギカメムシ、ナミテントウ、マメコガネ及び *Monilinia fructigena* が発見された場合は、その原因が特定され、適切な措置が講じられるまでの間、我が国からの対象生果実の輸出は全て停止される。このため、フィリピン植物防疫機関からその旨の通知を受けた時から対象生果実の輸出の再開が認められるまでの間、植物防疫官による植物検疫証明書の交付は、全て停止するものとする。

イ フィリピンにおける輸入検査の結果、ウスグロアザミウマ、ミカンキイロアザミウマ、チューリップヒゲナガアブラムシ、フラワーバゾウムシ、オウトウハダニ、コウノアケハダニ、ミチノクアケハダニ、イチゴ炭疽病（２種）、クワ炭疽病、*Monilinia polystroma*、アラビスモザイクウイルス、トマト黒色輪点ウイルス及びトマト輪点ウイルスが発見された場合は、当該輸入検査を受けた荷口は我が国に返送又は廃棄される。

ウ フィリピンにおける輸入検査の結果、第３のイに規定する検疫有害動植物（ただし、ア及びイに記載のものを除く。）が発見された場合は、消毒、再輸出又は廃棄される。

別記様式①（本文第 7 の 8 関係）

検査成績表（ 年度フィリピン向けいちご）

登録検査機関検査員氏名_____

補助員氏名_____

植物防疫官氏名_____

ショウジョウバエ類を対象とした栽培地検査（トラップ調査及び生果実調査）

登録生産施設番号_____

トラップ番号	調査年月日			
生果実調査				

（注）ショウジョウバエ類が発見された場合は発見された頭数を記載し、発見されなかった場合は×を記載すること。

別記様式②（本文第7の8関係）

検査成績表（ 年度フィリピン向けいちご）

登録検査機関検査員氏名_____

補助員氏名_____

植物防疫官氏名_____

検疫対象有害動植物を対象とした栽培地検査

登録生産施設番号_____

検査実施日	防除暦等に基づく病虫害防除の 実施状況	検疫対象有害動植物発生状況 （有害動植物名及び発生程度）	備考（追加で実施した防除等）

- （注） 1 検疫対象有害動植物発生状況は、有害動植物名及び発生密度を具体的に記載すること。
- 2 検疫対象有害動植物発生密度が小程度の場合は、当該有害動植物名を記録すること。
- 3 検疫対象有害動植物発生密度が中程度以上の場合、当該有害動植物に対する病虫害防除についての指導の内容及び実際に行われた防除の詳細を備考に記載すること。